

北見地区消防組合監査委員告示第2号

定期監査結果に基づき北見地区消防組合管理者が講じた措置の公表

令和6年度定期監査結果に基づき、別紙のとおり北見地区消防組合管理者が講じた措置の報告があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表します。

令和7年2月28日

北見地区消防組合

監査委員 船 戸 清 司
監査委員 谷 口 武 彦



令和6年度北見地区消防組合定期監査の結果に基づき講じた措置について

○契約関係について

【指摘・指導事項】

関係書類の精査不足がみられた。条例・規則等を再度確認し、適正な事務処理に努められたい。

【措置結果】

ご指摘のありました件につきましては、速やかに訂正処理を実施いたしました。なお、令和7年2月4日開催の所属長会議において、令和6年度定期監査における指摘事項を報告し、組合の条例・規則等の再確認及び徹底を図るとともに、適正な事務処理を行うよう周知徹底を図りました。

○時間外勤務命令について

【指摘・指導事項】

同一週の振替勤務に係る時間外手当の支給について一部誤りが見受けられたほか、災害対応時の時間外勤務手当の支給に誤りが見受けられた。管理職を対象にした研修を行うなど、確認体制の強化を図り、適正な事務処理を徹底されたい。

【措置結果】

ご指摘のありました件につきましては、速やかに訂正処理を実施いたしました。なお、令和7年2月4日開催の所属長会議において、令和6年度定期監査における指摘事項を報告し、組合構成市町の諸規定の再確認及び徹底を図りました。さらに、所属長を対象とした事務取扱等の個別研修を実施するとともに、複数の職員で集計事務の確認を行い、適正な事務処理を行うよう周知徹底を図ります。